西ノ島町選挙管理委員会告示第２８号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第3項の規定により、令和8年10月21日西ノ島町立学校設置条例の一部を改正する条例（令和8年6月19日条例第7号）廃止請求代表者　蛭子留美 外2名から提出された西ノ島町立学校設置条例の一部を改正する条例（令和8年6月19日条例第7号）の廃止請求者署名簿に係る縦覧期間及び場所を次のとおり告示する。

令和８年１１月９日

西ノ島町選挙管理委員会委員長　　熊　谷　　悟

１．縦覧期間　令和８年１１月１１日から令和８年１１月１７日

２．縦覧場所　西ノ島町大字美田600番地４　西ノ島町選挙管理委員会事務局